

## 平成十二年政令第百三十八号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第二条第二項、第三項、第五項及び第六項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種指定化学物質）

**第一条** 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の第一種指定化学物質は、別表第一のとおりとする。

（第二種指定化学物質）

**第二条** 法第二条第三項の第二種指定化学物質は、別表第二のとおりとする。

（業種）

**第三条** 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 金属鉱業
- 二 原油及び天然ガス鉱業
- 三 製造業
- 四 電気業
- 五 ガス業
- 六 熱供給業
- 七 下水道業
- 八 鉄道業
- 九 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）
- 十 石油卸売業
- 十一 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）
- 十二 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）
- 十三 燃料小売業
- 十四 洗濯業
- 十五 写真業
- 十六 自動車整備業
- 十七 機械修理業
- 十八 商品検査業
- 十九 計量証明業（一般計量証明業を除く。）
- 二十 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）
- 二十一 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）
- 二十二 医療業
- 二十三 高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
- 二十四 自然科学研究所

（第一種指定化学物質等取扱事業者の要件）

**第四条** 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であって、特定第一種指定化学物質（別表第一第十七号、第五十一号、第七十五号、第九十九号、第一百十二号、第一百二十号、第一百八十六号、第二百六号、第二百七十八号、第三百二十五号、第三百四十六号、第三百五十三号、第三百五十五号、第三百七十五号、第三百七十八号、第三百九十三号、第四百二十八号、第四百四十四号、第四百四十八号、第四百五十二号、第四百五十七号、第四百五十九号及び第四百六十四号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもののいずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の（1）から（19）までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（1）から（19）までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質質量」という。）がトーン以上である事業所を有していること。

- （1）別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- （2）別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- （3）別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
- （4）別表第一第一百五号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- （5）別表第一第一百十一号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- （6）別表第一第一百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- （7）別表第一第一百六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- （8）別表第一第二百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- （9）別表第一第二百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- （10）別表第一第二百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム
- （11）別表第一第二百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- （12）別表第一第二百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム
- （13）別表第一第三百十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル
- （14）別表第一第三百十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- （15）別表第一第三百六十三号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- （16）別表第一第四百十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- （17）別表第一第四百五十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- （18）別表第一第四百六十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- （19）別表第一第五百五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の（1）から（6）までに掲げるものであるときは、当該特定

第一種指定化学物質が含有するそれぞれ（１）から（６）までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質質量」という。）が〇・五トン以上である事業所を有していること。

- （１）別表第一第九十九号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
- （２）別表第一第一百十二号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- （３）別表第一第三百五十三号に掲げる第一種指定化学物質 鉛
- （４）別表第一第三百五十五号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- （５）別表第一第三百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 砒素
- （６）別表第一第四百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

ハ 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の経済産業省令で定める施設を設置していること。

ニ 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。

ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。

ヘ ダイオキシシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。

二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

（法第二条第五項第一号の政令で定める要件）

**第五条** 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

（法第二条第六項の政令で定める要件）

**第六条** 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

（審議会等で政令で定めるもの）

**第七条** 法第十八条の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

（手数料の額等）

**第八条** 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円
  - 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付 一個につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあつては、二百メガバイトまでごとに九百円）を加えた額
  - 三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。） 一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、二百メガバイトまでごとに八百八十円）を加えた額
- 2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。
- 3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

（磁気ディスクによる届出又は請求の方法）

**第九条** 磁気ディスク（法第二十条第一項に規定する磁気ディスクをいう。以下同じ。）により法第五条第二項の規定による届出又は法第六条第一項若しくは第八項の請求（以下この条において「届出等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該届出等に係る事項を記録した磁気ディスクを、法第五条第二項の規定による届出にあつては都道府県知事に、法第六条第一項又は第八項の請求にあつては主務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

**第十条** 主務大臣は、磁気ディスクにより法第十一条の規定による開示を行うときは、開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

## 附 則 抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、法の施行の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

(経過措置)

**第二条** 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間においては、第四条第一号イ中「一トン」とあるのは、「五トン」とする。

**附 則** (平成一二年六月七政令第三一三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

**附 則** (平成一三年三月二日政令第五六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一三年一二月二八日政令第四四一号)

この政令は、法附則第一条第三号に掲げる規定(第五条第一項の規定を除く。)の施行の日(平成十四年一月十二日)から施行する。

**附 則** (平成一四年一二月一八日政令第三八六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一五年一月三一日政令第二八号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。

**附 則** (平成一六年三月一十九日政令第四七号)

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

**附 則** (平成一六年一〇月二七日政令第三二八号)

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分(鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。)第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。)は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為(旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。)は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

**附 則** (平成二〇年一二月二日政令第三五六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、平成二十二年度以降において把握すべき特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量(以下「排出量等」という。)並びに平成二十三年以降において届け出るべき排出量等については、適用し、平成二十一年度において把握すべき排出量等及び平成二十二年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

**附 則** (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

**附 則** (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

**附 則** (令和三年一〇月二〇日政令第二八八号)

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の規定は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第二項の規定に基づき令和六年度以降において届け出るべき同条第一項に規定する第一種指定化学物質の排出量及び移動量(以下「排出量等」という。)について適用し、同条第二項の規定に基づき令和五年度において届け出るべき排出量等については、なお従前の例による。

**附 則** (令和五年一二月二七日政令第三八二号)

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

**附 則** (令和六年三月二九日政令第一〇二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置)

**第二条** この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第十七号)第五十六条、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第十二号)第七条の七第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたものとみなす。

## 別表第一（第一条、第四条関係）

- 一 亜鉛の水溶性化合物
- 二 亜鉛=ビス（二メチルプロパー二エノアート）
- 三 アクリルアミド
- 四 アクリル酸エチル
- 五 アクリル酸二エチルヘキシル
- 六 アクリル酸及びその水溶性塩
- 七 アクリル酸二（ジメチルアミノ）エチル
- 八 アクリル酸重合体
- 九 アクリル酸ブチル
- 十 アクリル酸メチル
- 十一 アクリロニトリル
- 十二 アクロレイン
- 十三 アジピン酸、（N—（二アミノエチル）エタン—・—・二—ジアミン又はN・N'—ビス（二アミノエチル）エタン—・—・二—ジアミン）と二（クロロメチル）オキシランの重縮合物
- 十四 アジピン酸ジ—二エチルヘキシル
- 十五 アセチルアセトン
- 十六 —アセチル—・二・三・四—テトラヒドロ—三— [(三—ピリジルメチル) アミノ] —六— [—・二・二・二—テトラフルオロ— (トリフルオロメチル) エチル] キナゾリン—二—オン（別名ピリフルキナゾン）
- 十七 アセトアルデヒド
- 十八 アセトンシアノヒドリン
- 十九 アセナフテン
- 二十 アニリン
- 二十一 ニアミノエタノール
- 二十二 五—アミノ—四—クロロ—二—フェニルピリダジン—三（二H）—オン（別名クロリダゾン）
- 二十三 五—アミノ— [二・六—ジクロロ—四— (トリフルオロメチル) フェニル] —三—シアノ—四— [(トリフルオロメチル) スルフィニル] ピラゾール（別名フィプロニル）
- 二十四 オルト—アミノフェノール
- 二十五 パラ—アミノフェノール
- 二十六 四—アミノ—六—ターシャリーブチル—三—メチルチオ—・二・四—トリアジン—五（四H）—オン（別名メトリブジン）
- 二十七 四—アミノ—三—メチル—六—フェニル—・二・四—トリアジン—五（四H）—オン（別名メタミトロン）
- 二十八 アリルアルコール
- 二十九 —アリルオキシ—二・三—エポキシプロパン
- 三十 三—アリルオキシ—・二—ベンゾイソチアゾール—・—ジオキシド（別名プロベナゾール）
- 三十一 四—アリル—・二—ジメトキシベンゼン
- 三十二 アリル=ヘキサノアート
- 三十三 アリル=ヘプタノアート
- 三十四 アルカノール（炭素数が十のものに限る。）（別名デカノール）
- 三十五 [(三—アルカンアミドプロピル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）及び（Z）— [[三— (オクタデカ—九—エンアミド) プロピル] (ジメチル) アンモニオ] アセタート並びにこれらの混合物
- 三十六 (三—アルカンアミドプロピル) (メチル) [二— (アルカノイルオキシ) エチル] アンモニウム=クロリド（アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）
- 三十七 アルカン—アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）、（Z）—オクタデカ—九—エン—アミン及び（九Z・—二Z）—オクタデカ—九・—二—ジエン—アミン並びにこれらの混合物
- 三十八 アルカン—アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）のオキシラン重付加物、（Z）—オクタデカ—九—エン—アミンのオキシラン重付加物及び（九Z・—二Z）—オクタデカ—九・—二—ジエン—アミンのオキシラン重付加物の混合物
- 三十九 アルファーアルキル—オメガ—ヒドロキシポリ（オキシエタン—・—・二—ジイル）（アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が千未満のものに限る。）及びアルファーアルケニル—オメガ—ヒドロキシポリ（オキシエタン—・—・二—ジイル）（アルケニル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が千未満のものに限る。）並びにこれらの混合物
- 四十 アルファーアルキル—オメガ—ヒドロキシポリ [オキシエタン—・—・二—ジイル/オキシ（メチルエタン—・—・二—ジイル）]（アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が九から十一までのものの混合物（当該アルキル基の炭素数が十のものを主成分とするものに限る。）に限る。）
- 四十一 アルファーアルキル—オメガ—ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（アルキル基の炭素数が九から十一までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が千未満のものに限る。）
- 四十二 アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が九のものに限る。）
- 四十三 パラ—アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が八のものに限る。）
- 四十四 アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）
- 四十五 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）
- 四十六 アルミニウム=トリス（エチル=ホスホナート）（別名ホセチル又はホセチルアルミニウム）
- 四十七 安息香酸ベンジル
- 四十八 アンチモン及びその化合物
- 四十九 アントラセン

- 五十 アントラセン—九・一〇—ジオン (別名アントラキノン)
- 五十一 石綿
- 五十二 アルファー (イソシアナトベンジル) —オメガ— (イソシアナトフェニル) ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン]
- 五十三 三—イソシアナトメチル—三・五・五—トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
- 五十四 イソブレン
- 五十五 四・四′ —イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)
- 五十六 イソプロピル=三—クロロカルバニラート (別名クロロプロファミン又はIPC)
- 五十七 三— (四—イソプロピルフェニル) —二—メチルプロパナール
- 五十八 四—イソプロピル—三—メチルフェノール
- 五十九 イソプロピル=二— (四—メトキシビフェニル—三—イル) ヒドラジノホルマート (別名ビフェナゼート)
- 六十 三′ —イソプロボキシ—二—トリフルオロメチルベンズアニリド (別名フルトラニル)
- 六十一 一・一′ — (イミノジクタメチレン) ジグアニジン=トリアセタート (別名イミノクタジン酢酸塩)
- 六十二 インジウム及びその化合物
- 六十三 エチリデンノルボルネン
- 六十四 エチル=二— [四— (六—クロロ—二—キノキサリニルオキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名キザロホップエチル)
- 六十五 エチルシクロヘキサン
- 六十六 五—エチル—五・八—ジヒドロ—八—オキソ— [一・三] ジオキソロ [四・五—g] キノリン—七—カルボン酸 (別名オキソリニック酸)
- 六十七 N—エチル—N・N—ジメチルテトラデカン—一—アミニウムの塩
- 六十八 O—エチル=O— (六—ニトロ—メタ—トリル) =セカンダリーブチルホスホルアミドチオアート (別名ブタミホス)
- 六十九 O—エチル=O—四—ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名EPN)
- 七十 N— (一—エチルプロピル) —二・六—ジニトロ—三・四—キシリジン (別名ペンディメタリン)
- 七十一 S—エチル=ヘキサヒドロ—H—アゼピン—一—カルボチオアート (別名モリネート)
- 七十二 エチル= (Z) —三— [N—ベンジル—N— [[メチル (一—メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル) アミノ] チオ] アミノ] プロピオナート (別名アラニカルブ)
- 七十三 エチルベンゼン
- 七十四 O—エチル=S—一—メチルプロピル= (二—オキソ—三—チアゾリジン) ホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)
- 七十五 エチレンオキシド
- 七十六 エチレングリコールモノエチルエーテル
- 七十七 エチレングリコールモノブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)
- 七十八 エチレングリコールモノメチルエーテル
- 七十九 エチレンジアミン
- 八十 エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
- 八十一 N・N′ —エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガン (別名マンネブ)
- 八十二 N・N′ —エチレンビス (ジチオカルバミン酸) マンガンとN・N′ —エチレンビス (ジチオカルバミン酸) 亜鉛の錯化合物 (別名マンコゼブ又はマンゼブ)
- 八十三 一・一′ —エチレン—二・二′ —ビピリジニウム=ジプロミド (別名ジクアトジプロミド又はジクワット)
- 八十四 (四—エトキシフェニル) [三— (四—フルオロ—三—フェノキシフェニル) プロピル] ジメチルシラン (別名シラフルオフエン)
- 八十五 二— (四—エトキシフェニル) —二—メチルプロピル=三—フェノキシベンジルエーテル (別名エトフェンブロックス)
- 八十六 エピクロロヒドリン
- 八十七 一・二—エポキシブタン
- 八十八 一・二—エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)
- 八十九 塩化パラフィン (炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。)
- 九十 塩化直鎖パラフィン (炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物に限る。)
- 九十一 塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩
- 九十二 オキサシクロヘキサデカン—二—オン
- 九十三 四・四′ —オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
- 九十四 一—オクタノール
- 九十五 オクタプロモジフェニルエーテル
- 九十六 オクタメチルシクロテトラシロキサン
- 九十七 過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩
- 九十八 過酢酸
- 九十九 カドミウム及びその化合物
- 百 カリウム=ジエチルジチオカルバマート
- 百一 二・四—キシレノール
- 百二 二・六—キシレノール
- 百三 キシレン
- 百四 キノリン
- 百五 銀及びその水溶性化合物
- 百六 クメン
- 百七 グリオキサール
- 百八 グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩
- 百九 グルタルアルデヒド
- 百十 クレゾール
- 百十一 クロム及び三価クロム化合物
- 百十二 六価クロム化合物
- 百十三 クロロアニリン

- 百十四 一— (二—クロロイミダゾ [一・二—a] ピリジン—三—イルスルホニル) —三— (四・六—ジメトキシピリミジン—二—イル) 尿素 (別名イマゾスルフロン)
- 百十五 二—クロロ—四—エチルアミノ—六—イソプロピルアミノ—一・三・五—トリアジン (別名アトラジン)
- 百十六 二— (四—クロロ—六—エチルアミノ—一・三・五—トリアジン—二—イル) アミノ—二—メチルプロピオニトリル (別名シアナジン)
- 百十七 四—クロロ—三—エチル—一—メチル—N— [四— (パラトリルオキシ) ベンジル] ピラゾール—五—カルボキサミド (別名トルフェンピラド)
- 百十八 二—クロロ—二' —エチル—N— (二—メトキシ—一—メチルエチル) —六' —メチルアセトアニリド (別名メトラクロール)
- 百十九 二—クロロ—二' —エチル—N— [(—S) —二—メトキシ—一—メチルエチル] —六' —メチルアセトアニリド及び二—クロロ—二' —エチル—N— [(—R) —二—メトキシ—一—メチルエチル] —六' —メチルアセトアニリドの混合物 (二—クロロ—二' —エチル—N— [(—S) —二—メトキシ—一—メチルエチル] —六' —メチルアセトアニリドの含有率が八十重量パーセント以上のものに限る。) (別名S—メトラクロール)
- 百二十 クロロエチレン (別名塩化ビニル)
- 百二十一 三—クロロ—N— (三—クロロ—五—トリフルオロメチル—二—ピリジル) —アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—二・六—ジニトロ—パラ—トルイジン (別名フルアジナム)
- 百二十二 一— [[二— [二—クロロ—四— (四—クロロフェノキシ) フェニル] —四—メチル—一・三—ジオキサラン—二—イル] メチル] —一—H—一・二・四—トリアゾール (別名ジフェノコナゾール)
- 百二十三 クロロ酢酸
- 百二十四 二—クロロ—二' ・六' —ジエチル—N— (二—プロポキシエチル) アセトアニリド (別名プレチラクロール)
- 百二十五 二—クロロ—二' ・六' —ジエチル—N— (メトキシメチル) アセトアニリド (別名アラクロール)
- 百二十六 三— (四—クロロ—五—シクロペンチルオキシ—二—フルオロフェニル) —五—イソプロピリデン—一・三—オキサゾリジン—二・四—ジオン (別名ペントキサゾン)
- 百二十七 五—クロロ—二— (二・四—ジクロロフェノキシ) フェノール (別名トリクロサン)
- 百二十八 (RS) —五—クロロ—N— (一・三—ジヒドロ—一・三—トリメチルイソベンゾフラン—四—イル) —一・三—ジメチル—H—ピラゾール—四—カルボキサミド (別名フラメトピル)
- 百二十九 一—クロロ—一— —ジフルオロエタン (別名HCFC—一四二b)
- 百三十 クロロジフルオロメタン (別名HCFC—一二二)
- 百三十一 三' —クロロ—四・四' —ジメチル—一・二・三—チアアゾール—五—カルボキサニリド (別名チアジニル)
- 百三十二 (RS) —二—クロロ—N— (二・四—ジメチル—三—チエニル) —N— (二—メトキシ—一—メチルエチル) アセトアミド (別名ジメテナミド)
- 百三十三 (S) —二—クロロ—N— (二・四—ジメチル—三—チエニル) —N— (二—メトキシ—一—メチルエチル) アセトアミド (別名ジメテナミドP)
- 百三十四 三—クロロ—N— (四・六—ジメトキシピリミジン—二—イルカルバモイル) —一—メチル—四— (五—メチル—五・六—ジヒドロ—一・四・二—ジオキサジン—三—イル) ピラゾール—五—スルホンアミド (別名メタゾスルフロン)
- 百三十五 三— (二—クロロ—一・三—チアゾール—五—イルメチル) —五—メチル—N—ニトロ—一・三・五—オキサジアジナン—四—イミン (別名チアメトキサム)
- 百三十六 (E) —一— (二—クロロ—一・三—チアゾール—五—イルメチル) —三—メチル—二—ニトログアニジン (別名クロチアニジン)
- 百三十七 二—クロロ—一・一・一・二—テトラフルオロエタン (別名HCFC—一二四)
- 百三十八 クロロトリフルオロエタン (別名HCFC—一三三)
- 百三十九 (RS) —二— (四—クロロ—オルト—トリルオキシ) プロピオン酸 (別名メコプロップ)
- 百四十 二—クロロ—四・六—ピス (エチルアミノ) —一・三・五—トリアジン (別名シマジン又はCAT)
- 百四十一 トランス—N— (六—クロロ—三—ピリジルメチル) —N' —シアノ—N—メチルアセトアミジン (別名アセタミプリド)
- 百四十二 一— (六—クロロ—三—ピリジルメチル) —N—ニトロイミダゾリジン—二—イリデンアミン (別名イミダクロプリド)
- 百四十三 三— (六—クロロピリジン—三—イルメチル) —一・三—チアゾリジン—二—イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)
- 百四十四 四— (二—クロロフェニル) —N—シクロヘキシル—N—エチル—四・五—ジヒドロ—五—オキソ—一—H—テトラゾール—一—カルボキサミド (別名フェントラザミド)
- 百四十五 (RS) —一—パラ—クロロフェニル—四・四—ジメチル—三— (—H—一・二・四—トリアゾール—一—イルメチル) ペンタン—三—オール (別名テプロコナゾール)
- 百四十六 パラ—クロロフェノール
- 百四十七 三—クロロプロペン (別名塩化アリル)
- 百四十八 一— (二—クロロベンジル) —三— (一—メチル—一—フェニルエチル) 尿素 (別名クミルロン)
- 百四十九 クロロベンゼン
- 百五十 クロロペンタフルオロエタン (別名CFC—一一五)
- 百五十一 クロロホルム
- 百五十二 二— [二—クロロ—四—メシル—三— [(テトラヒドロフラン—二—イルメトキシ) メチル] ベンゾイル] シクロヘキサ—一・三—ジオン (別名テフリルトリオン)
- 百五十三 三— (二—クロロ—四—メシルベンゾイル) —四—フェニルスルファニルピシクロ [三・二・一] オクター—三—エン—二—オン (別名ベンゾピシクロン)
- 百五十四 クロロメタン (別名塩化メチル)
- 百五十五 (E) —N— [二—クロロ—五— [一— (六—メチルピリジン—二—イルメトキシイミノ) エチル] ベンジル] カルバミン酸メチル (別名ピリペンカルブ)
- 百五十六 コバルト及びその化合物
- 百五十七 酢酸二—エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
- 百五十八 酢酸ビニル
- 百五十九 酢酸ヘキシル
- 百六十 酢酸二—メトキシエチル (別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)

- 百六十一 サリチル酸メチル  
 百六十二 トランス— (二—シアノ—二—メトキシイミノアセチル) —三—エチル尿素 (別名シモキサニル)  
 百六十三 四・四' —ジアミノジフェニルエーテル  
 百六十四 無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)  
 百六十五 ジイソプロピルナフタレン  
 百六十六 ジエタノールアミン  
 百六十七 O—二—ジエチルアミノ—六—メチルピリミジン—四—イル=O・O—ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)  
 百六十八 N・N—ジエチルチオカルバミン酸S—四—クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)  
 百六十九 N・N—ジエチル—三— (二・四・六—トリメチルフェニルスルホニル) —H—一・二・四—トリアゾール—一—カルボキサミド (別名カフェンストロール)  
 百七十 ジエチレングリコールモノブチルエーテル  
 百七十一 四塩化炭素  
 百七十二 一・四—ジオキサシクロヘプタデカン—五・一七—ジオン  
 百七十三 一・四—ジオキサン  
 百七十四 一・三—ジカルバモイルチオ—二— (N・N—ジメチルアミノ) —プロパン (別名カルタップ)  
 百七十五 シクロヘキサ—一—エン—一・二—ジカルボキシイミドメチル= (—RS) —シス—トランス—二・二—ジメチル—三— (二—メチルプロパ—一—エンル) シクロプロパンカルボキシラート (別名テトラメトリン)  
 百七十六 シクロヘキサン  
 百七十七 シクロヘキシリデン (フェニル) アセトニトリル  
 百七十八 シクロヘキシルアミン  
 百七十九 シクロヘキセン  
 百八十 ジクロロアニリン  
 百八十一 一・二—ジクロロエタン  
 百八十二 一・—ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)  
 百八十三 一・二—ジクロロエチレン  
 百八十四 四・五—ジクロロ—二—オクチルイソチアゾール—三 (二H) —オン  
 百八十五 三・四—ジクロロ—二' —シアノ—一・二—チアゾール—五—カルボキサニリド (別名イソチアニル)  
 百八十六 三・三' —ジクロロ—四・四' —ジアミノジフェニルメタン  
 百八十七 ジクロロジフルオロメタン (別名CFC—一—二)  
 百八十八 三・五—ジクロロ—N— (一・—ジメチル—二—プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)  
 百八十九 ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC—一—四)  
 百九十 二・二—ジクロロ—一・— —トリフルオロエタン (別名HCFC—一—二三)  
 百九十一 二' ・四—ジクロロ—アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—四' —ニトロ—メタ—トルエン—スルホン—アニリド (別名フルスルファミド)  
 百九十二 O— (二・六—ジクロロ—パラ—トリル) =O・O—ジメチル=ホスホロチオアート (別名トルクロホスメチル)  
 百九十三 二— [四— (二・四—ジクロロ—メタ—トルオイル) —一・三—ジメチル—五—ピラゾリルオキシ] —四—メチルアセトフェノン (別名ベンゾフェナップ)  
 百九十四 三— (三・五—ジクロロフェニル) —N—イソプロピル—二・四—ジオキソイミダゾリジン—一—カルボキサミド (別名イプロジオン)  
 百九十五 一— (二・四—ジクロロフェニル) —N— (二・四—ジフルオロフェニル) —N—イソプロピル—五—オキソ—四・五—ジヒドロ—H—一・二・四—トリアゾール—四—カルボキサミド (別名イプフェンカルバゾン)  
 百九十六 N— (三・五—ジクロロフェニル) —一・二—ジメチルシクロプロパン—一・二—ジカルボキシミド (別名プロシミドン)  
 百九十七 三— (三・四—ジクロロフェニル) —一・—ジメチル尿素 (別名ジウロン又はDCMU)  
 百九十八 (二RS・四RS) —一— [二— (二・四—ジクロロフェニル) —四—プロピル—一・三—ジオキソラン—二—イルメチル] —H—一・二・四—トリアゾール及び (二RS・四SR) —一— [二— (二・四—ジクロロフェニル) —四—プロピル—一・三—ジオキソラン—二—イルメチル] —H—一・二・四—トリアゾールの混合物 (別名プロピコナゾール)  
 百九十九 三— [一— (三・五—ジクロロフェニル) —一—メチルエチル] —三・四—ジヒドロ—六—メチル—五—フェニル—二H—一・三—オキサジン—四—オン (別名オキサジクロメホン)  
 二百 三— (三・四—ジクロロフェニル) —一—メトキシ—一—メチル尿素 (別名リニユロン)  
 二百一 二・四—ジクロロフェノキシ酢酸 (別名二・四—D又は二・四—PA)  
 二百二 一・—ジクロロ—一—フルオロエタン (別名HCFC—一—四—b)  
 二百三 二・三—ジクロロ—N—四—フルオロフェニルマレイミド (別名フルオルイミド)  
 二百四 ジクロロフルオロメタン (別名HCFC—二—一)  
 二百五 一・三—ジクロロ—二—プロパノール  
 二百六 一・二—ジクロロプロパン  
 二百七 一・三—ジクロロプロペン (別名D—D)  
 二百八 ジクロロベンゼン  
 二百九 二— [四— (二・四—ジクロロベンゾイル) —一・三—ジメチル—五—ピラゾリルオキシ] アセトフェノン (別名ピラゾキシフェン)  
 二百十 四— (二・四—ジクロロベンゾイル) —一・三—ジメチル—五—ピラゾリル=四—トルエン—スルホナート (別名ピラゾレート)  
 二百十一 二・六—ジクロロベンズニトリル (別名ジクロベニル又はDBN)  
 二百十二 ジクロロペンタフルオロプロパン (別名HCFC—二—二五)  
 二百十三 ジクロロメタン (別名塩化メチレン)  
 二百十四 二— (二・四—ジクロロ—三—メチルフェノキシ) プロピオン—アニリド (別名クロメプロップ)  
 二百十五 二・三—ジアノ—一・四—ジチアアントラキノン (別名ジチアノン)  
 二百十六 N・N—ジシクロヘキシルアミン

- 二百十七 ジシクロペンタジェン
- 二百十八 一・三-ジチオラン-二-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- 二百十九 ジチオリン酸O-二・四-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロチオホス)
- 二百二十 ジチオリン酸S- (二・三-ジヒドロ-五-メトキシ-二-オキソ-一・三・四-チアアゾール-三-イル) メチル-O・O-ジメチル (別名メチダチオン又はDMTP)
- 二百二十一 ジチオリン酸O・O-ジメチル-S-一・二-ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラソン又はマラチオン)
- 二百二十二 ジチオリン酸O・O-ジメチル-S- [(N-メチルカルバモイル) メチル] (別名ジメトエート)
- 二百二十三 (三R・四S・五S・六R・七R・九R・一R・二R・一三S・一四R) -四- [(二・六-ジデオキシ-三-C-メチル-三-O-メチル-アルファー-L-リボ-ヘキソピラノシル) オキシ] -一四-エチル-一・二・一三-ジヒドロキシ-七-メトキシ-一三・五・七・九・一・一三-ヘキサメチル-六- [[三・四・六-トリデオキシ-三- (ジメチルアミノ) -ペーター-D-キシロ-ヘキソピラノシル] オキシ] オキサシクロテトラデカン-二・一-O-ジオン (別名クラリスロマイシン)
- 二百二十四 ジデシル (ジメチル) アンモニウム塩
- 二百二十五 四ナトリウム=五・八-ビス (カルボジチオアト) -二・五・八・一・一四-ペンタアザペンタデカンビス (ジチオアト)
- 二百二十六 ジナトリウム=二・二' -ビニレンビス [五- (四-モルホリノ-六-アニリノ-一・三・五-トリアジニ-二-イルアミノ) ベンゼンスルホナート] (別名C Iフルオレスセント二百六十)
- 二百二十七 ジニトロトルエン
- 二百二十八 二・四-ジニトロフェノール
- 二百二十九 ジフェニルアミン
- 二百三十 五・五-ジフェニル-二・四-イミダゾリジンジオン
- 二百三十一 N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・二-ジメチル-七-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボスルファン)
- 二百三十二 二・六-ジターシャリーブチル-四-クレゾール
- 二百三十三 四- (二・二-ジフルオロ-一・三-ベンゾジオキソール-四-イル) -一H-ピロール-三-カルボニトリル (別名フルジオキソニル)
- 二百三十四 N・N-ジブチルチオカルバミン酸=S-ベンジル (別名プロスルホカルブ)
- 二百三十五 一・二-ジブromoエタン (別名二臭化エチレン又はEDB)
- 二百三十六 ジブromokロロメタン
- 二百三十七 二・二-ジブromo-二-シアノアセトアミド
- 二百三十八 ジブromotetraフルオロエタン (別名ハロン-二四〇二)
- 二百三十九 二'・六' -ジブromo-二-メチル-四' -トリフルオロメトキシ-四-トリフルオロメチル-一・三-チアゾール-五-カルボキサニリド (別名チフルザミド)
- 二百四十 ジベンジルエーテル
- 二百四十一 (RS) -O・S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアト (別名アセフェート)
- 二百四十二 N・N-ジメチルアセトアミド
- 二百四十三 五-ジメチルアミノ-一・二・三-トリチアン (別名チオシクラム)
- 二百四十四 (四S・四aR・五S・五aR・六S・一a S) -四- (ジメチルアミノ) -三・五・六・一〇・一二・一二a-ヘキサヒドロキシ-六-メチル-一・一-ジオキソ-一・四・四a・五・五a・六・一・一二a-オクタヒドロテトラセン-二-カルボキサミド (別名オキシテトラサイクリン)
- 二百四十五 ジメチルアミン
- 二百四十六 三- (三・三-ジメチルウレイド) フェニル=ターシャリーブチルカルバマート (別名カルブチレート)
- 二百四十七 (二E) -三・七-ジメチルオクター-二・六-ジエニル=アセタート (別名酢酸ゲラニル)
- 二百四十八 N・N-ジメチルオクタデシルアミン
- 二百四十九 三・七-ジメチルオクタタン-三-オール
- 二百五十 ジメチルジスルフィド
- 二百五十一 二・二-ジメチル-二・三-ジヒドロ-一-ベンゾフラン-七-イル=N- [N- (二-エトキシカルボニルエチル) -N-イソプロピルスルフェナモイル] -N-メチルカルバマート (別名ペンフラカルブ)
- 二百五十二 N・N-ジメチルドデシルアミン
- 二百五十三 N・N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド
- 二百五十四 ジメチル=二・二・二-トリクロロ-一-ヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロルホン又はDEP)
- 二百五十五 一・一' -ジメチル-四・四' -ビピリジニウム=ジクロリド (別名バラコート又はバラコートジクロリド)
- 二百五十六 ジメチル (一-フェニルエチル) ベンゼン
- 二百五十七 ジメチル=四・四' - (オルト-フェニレン) ビス (三-チオアロファナート) (別名チオファネートメチル)
- 二百五十八 三・三-ジメチルブタン酸=三-メシチル-二-オキソ-一-オキサスピロ [四・四] ノナ-三-エン-四-イル (別名スピロメシフェン)
- 二百五十九 (RS) -N- [二- (一・三-ジメチルブチル) -三-チエニル] -一-メチル-三- (トリフルオロメチル) -一H-ピラゾール-四-カルボキサミド (別名ペンチオピラド)
- 二百六十 N- (一・三-ジメチルブチル) -N' -フェニル-パラ-フェニレンジアミン
- 二百六十一 二' - [(RS) -一・三-ジメチルブチル] -五-フルオロ-一・三-ジメチルピラゾール-四-カルボキサニリド (別名ペンフルフェン)
- 二百六十二 二・二-ジメチルプロパン酸= (E) -二- (四-ターシャリーブチルフェニル) -二-シアノ-一・一・三・四-トリメチルピラゾール-五-イル) ビニル (別名シエノピラフェン)
- 二百六十三 N- (一・二-ジメチルプロピル) -N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル (別名エスプロカルブ)
- 二百六十四 N・N-ジメチルホルムアミド
- 二百六十五 二・二-ジメチル-三-メチリデンピシクロ [二・二・一] ヘプタン (別名カンフェン)
- 二百六十六 N' - [一・一-ジメチル-二- (メチルスルホニル) エチル] -三-ヨード-N- [二-メチル-四- [一・二・二・二-テトラフルオロ-一- (トリフルオロメチル) エチル] フェニル] フタルアミド (別名フルベンジアミド)

- 二百六十七 一・二ジメトキシエタン  
二百六十八 アルファー（四・六ジメトキシニールピリミジニルカルバモイルスルファモイル）一オルトートルイル酸メチル（別名ベンスルフロメチル）  
二百六十九（RS）一七（四・六ジメトキシピリミジンニールチオ）一三（メチルニールベンゾフラン）一（三H）一オン（別名ピリフタリド）  
二百七十 ニール〔ジメトキシホスフィノチオイル〕チオ一ニールフェニル酢酸エチル（別名フェントエート又はPAP）  
二百七十一 三・五ジヨード一四一オクタノイルオキシベンゾニトリル（別名アイオキシニル）  
二百七十二 水銀及びその化合物  
二百七十三 水素化テルフェニル  
二百七十四 有機スズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシドを除く。）  
二百七十五 スチレン  
二百七十六 セリウム及びその化合物  
二百七十七 セレン及びその化合物  
二百七十八 ダイオキシソニン類  
二百七十九 タリウム及びその化合物  
二百八十 炭化けい素  
二百八十一 炭酸リチウム  
二百八十二 ニールチオキソ一三・五ジメチルテトラヒドロニール二H一三・五一チアジアジン（別名ダゾメット）  
二百八十三 チオシアン酸銅（I）  
二百八十四 チオ尿素  
二百八十五 チオリン酸O一四一シアノフェニルO・Oジメチル（別名シアノホス又はCYAP）  
二百八十六 チオリン酸O・OジエチルO（ニールイソプロピルニール六メチルニール四ピリミジニル）（別名ダイアジノン）  
二百八十七 チオリン酸O・OジエチルO（三・五・六トリクロロニールニールピリジニル）（別名クロルピリホス）  
二百八十八 チオリン酸O・OジエチルO（五フェニルニールニールイソオキサソニル）（別名イソキサチオン）  
二百八十九 チオリン酸O・OジメチルO（ニールメチルニールニールニトリロフェニル）（別名フェニトロチオン又はMEP）  
二百九十 チオリン酸O・OジメチルO（ニールメチルニールニールメチルチオフェニル）（別名フェンチオン又はMPP）  
二百九十一 チオリン酸S一ベンジルO・Oジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）  
二百九十二 一・一'一〔（一R・二R・三S・四R・五R・六S）一四一〔〔五ニールデオキシニールニールO一ニールニールデオキシニールニール（メチルアミノ）一アルファーL一グルコピラノシル〕一三C一ホルミル一アルファーL一リキソフラノシル〕オキシ〕一ニール五・六トリヒドロキシシクロヘキサン一三・ニールジイル〕ジグアニジン（別名ストレプトマイシン）  
二百九十三（二R・三aS・五aR・五bS・九S・一三S・一四R・一六aS・一六bR）一ニール〔（六ニールデオキシニールニール三・四ニールトリールO一メチル一アルファーL一マンノピラノシル）オキシ〕一三〔〔四（ジメチルアミノ）一ニール三・四・六ニールテトラデオキシニールニールニールD一エリトロヘキソピラノシル〕オキシ〕一ニール九一エチル一四一メチルニール二・三・三a・五a・五b・六・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一六a・一六bニールテトラデカヒドロ一H一a一インダセノ〔三・ニールd〕オキサシクロドデシン一七・一五一ジオン（別名スピノシンA）及び（二S・三aR・五aS・五bS・九S・一三S・一四R・一六aS・一六bS）一ニール〔（六ニールデオキシニールニール三・四ニールトリールO一メチル一アルファーL一マンノピラノシル）オキシ〕一三〔〔四（ジメチルアミノ）一ニール三・四・六ニールテトラデオキシニールニールニールD一エリトロヘキソピラノシル〕オキシ〕一ニール九一エチル一四一四一ジメチルニール二・三・三a・五a・五b・六・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一六a・一六bニールテトラデカヒドロ一H一a一インダセノ〔三・ニールd〕オキサシクロドデシン一七・一五一ジオン（別名スピノシンD）の混合物（別名スピノサド）  
二百九十四 デカナール（別名デシルアルデヒド）  
二百九十五 デカプロモジフェニルエーテル  
二百九十六 一・三・五・七ニールテトラアザトリシクロ〔三・三・一・三<sup>三・七</sup>〕デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）  
二百九十七 テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）  
二百九十八 テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）  
二百九十九 四・五・六・七ニールテトラクロロイソベンゾフラン一（三H）一オン（別名フサライド）  
三百 一・一・二・ニールテトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）  
三百一 テトラクロロエチレン  
三百二 テトラヒドロフラン  
三百三 テトラヒドロメチル無水フタル酸  
三百四 テトラフルオロエチレン  
三百五 二・二・三・三ニールテトラフルオロプロピオン酸ナトリウム（別名テトラピオン又はフルプロバネートナトリウム塩）  
三百六 二・三・五・六ニールテトラフルオロ一四一メチルベンジル＝（Z）一三（ニールクロロ一三・三・三ニールトリフルオロ一プロペニル）一ニール二ニールジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）  
三百七 テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシド  
三百八 三・七・九・一三ニールテトラメチル一五・一一一ジオキサ一ニール八・一四ニールトリチア一四・七・九・一一ニールテトラアザペンタデカ一三・一一一ジエン一六・一〇一ジオン（別名チオジカルブ）  
三百九 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）  
三百十 一〔（一R・二R・五S・七R）一ニール六・六・八ニールテトラメチルトリシクロ〔五・三・一・〇<sup>三</sup>〕ウンデカー八一エン一ニール一ニール〕エタノン  
三百十一 テルル及びその化合物  
三百十二 テレフタル酸  
三百十三 テレフタル酸ジメチル  
三百十四 銅水溶性塩（錯塩を除く。）  
三百十五 一ニールドデカノール（別名ノルマル一ドデシルアルコール）  
三百十六 ドデカン一ニールチオール  
三百十七 ニール（ニールドデシルニールN・Nニールジメチルアンモニオ）アセタート  
三百十八 ドデシル硫酸ナトリウム

- 三百十九 一・三・五—トリアジン—二・四・六—トリアミン (別名メラミン)
- 三百二十 トリイソプロパノールアミン
- 三百二十一 トリエチルアミン
- 三百二十二 トリオクチルアミン
- 三百二十三 一・一・一—トリクロロエタン
- 三百二十四 一・一・二—トリクロロエタン
- 三百二十五 トリクロロエチレン
- 三百二十六 トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC—一—三)
- 三百二十七 トリクロロニトロメタン (別名クロロピクリン)
- 三百二十八 (三・五・六—トリクロロ—二—ピリジル) オキシ酢酸 (別名トリクロピル)
- 三百二十九 二・四・六—トリクロロフェノール
- 三百三十 トリクロロフルオロメタン (別名CFC—一—一)
- 三百三十一 一・二・三—トリクロロプロパン
- 三百三十二 トリクロロベンゼン
- 三百三十三 N— (トリクロロメチルチオ) —一・二・三・六—テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタン)
- 三百三十四 トリシクロ [五・二・一・ $\overset{\ominus}{\text{O}}$ ] デカー—四—エン—三—イル=プロビオナート
- 三百三十五 トリブチルアミン
- 三百三十六 アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—二・六—ジニトロ—N・N—ジプロピル—パラ—トルイジン (別名トリフルラリン)
- 三百三十七 トリプロモメタン (別名プロモホルム)
- 三百三十八 トリメチルアミン
- 三百三十九 トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩
- 三百四十 (E) —四— (二・六・六—トリメチルシクロヘキサ—一—エン—一—イル) ブター—三—エン—二—オン
- 三百四十一 N・N・N—トリメチルドデカン—一—アミニウムの塩
- 三百四十二 トリメチルベンゼン
- 三百四十三 二・四・四—トリメチルペンター—一—エン及び二・四・四—トリメチルペンター—二—エンの混合物
- 三百四十四 トリメトキシ— [三— (オキシラン—二—イルメトキシ) プロピル] シラン
- 三百四十五 トリレンジイソシアネート
- 三百四十六 トルイジン
- 三百四十七 トルエン
- 三百四十八 ナトリウム=アルケンスルホナート (アルケンの炭素数が十四から十六までのもの及びその混合物に限る。) 及びナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート (アルカンの炭素数が十四から十六までのもの及びその混合物に限る。) 並びにこれらの混合物
- 三百四十九 ナトリウム=—オクソ—ラムダー—ピリジン—二—チオラート
- 三百五十 ナトリウム= (ドデカノイルオキシ) ベンゼンスルホナート
- 三百五十一 ナトリウム=—一・一'—ビフェニル—二—オラート
- 三百五十二 ナフタレン
- 三百五十三 鉛及びその化合物
- 三百五十四 ニッケル
- 三百五十五 ニッケル化合物
- 三百五十六 ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩
- 三百五十七 オルト—ニトロアニリン
- 三百五十八 パラ—ニトロクロロベンゼン
- 三百五十九 ニトロベンゼン
- 三百六十 ニトロメタン
- 三百六十一 二硫化炭素
- 三百六十二 ——ノナノール (別名ノルマル—ノニルアルコール)
- 三百六十三 バナジウム化合物
- 三百六十四 パラホルムアルデヒド
- 三百六十五 ビス (アルキル) (ジメチル) アンモニウムの塩 (アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が十二、十四、十六、十八又は二十のもの及びその混合物に限る。)
- 三百六十六 二・四—ビス (イソプロピルアミノ) —六—メチルチオ—一・三・五—トリアジン (別名プロメトリン)
- 三百六十七 二・四—ビス (エチルアミノ) —六—メチルチオ—一・三・五—トリアジン (別名シメトリン)
- 三百六十八 ビス (二—エチルヘキシル) = (Z) —ブター—二—エンジオアート
- 三百六十九 ビス (八—キノリノラト) 銅 (別名オキシ銅又は有機銅)
- 三百七十 ビス (N・N—ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム)
- 三百七十一 ビス (N・N—ジメチルジチオカルバミン酸) N・N'—エチレンビス (チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名ポリカーバメート)
- 三百七十二 ビス (二—スルフィドピリジン—一—オラト) 銅
- 三百七十三 (T—四) —ビス [二— (チオキソ—カップS) —ピリジン—一— (二H) —オラト—カップO] 亜鉛 (II)
- 三百七十四 ビス (二・二・六・六—テトラメチル—四—ピペリジル) =セバケート
- 三百七十五 ビス (トリブチルスズ) =オキシド
- 三百七十六 N・N—ビス (二—ヒドロキシエチル) アルカンアミド (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が八、十、十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。)、(Z) —N・N—ビス (二—ヒドロキシエチル) オクタデカー—九—エンアミド及び (九Z・—二Z) —N・N—ビス (二—ヒドロキシエチル) オクタデカー—九・—二—ジエンアミド並びにこれらの混合物
- 三百七十七 S・S—ビス (—メチルプロピル) =O—エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)
- 三百七十八 砒素及びその無機化合物

- 三百七十九 ヒドラジン  
 三百八十 (一ヒドロキシエタン一一・一一ジイル) ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩  
 三百八十一 ヒドロキノン  
 三百八十二 四ビニル一一シクロヘキセン  
 三百八十三 ビフェニル  
 三百八十四 ビペラジン  
 三百八十五 ピペロナル (別名ヘリオトロピン)  
 三百八十六 ピリジン  
 三百八十七 ピロカテコール (別名カテコール)  
 三百八十八 ニフェニルフェノール  
 三百八十九 Nフェニルマレイミド  
 三百九十 フェニレンジアミン  
 三百九十一 フェノール  
 三百九十二 ニフェノキシベンジル=三 (二・二ジクロロビニル) 一一二・二ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ペルメトリン)  
 三百九十三 一・三ブタジエン  
 三百九十四 フタル酸ジオクチル  
 三百九十五 フタル酸ジブチル  
 三百九十六 フタル酸ビス (二エチルヘキシル)  
 三百九十七 フタル酸ブチル=ベンジル  
 三百九十八 ニターシャリーブチルアミノ一四シクロプロピルアミノ一六メチルチオ一一・三・五トリアジン  
 三百九十九 ニターシャリーブチルイミノ一三イソプロピル一五フェニルテトラヒドロ一四H一一・三・五チアジアジン一四一オン (別名ブプロフェジン)  
 四百 ターシャリーブチル=二エチルペルオキシヘキサノアート  
 四百一 NターシャリーブチルN' 一 (四エチルベンゾイル) 一一三・五ジメチルベンゾヒドラジド (別名テブフェノジド)  
 四百二 N [一一 (Nブチルカルバモイル) 一一H一一ベンゾイミダゾリル] カルバミン酸メチル (別名ベノミル)  
 四百三 ブチル= (R) 一一二 [四一 (四シアノ一ニフルオロフェノキシ) フェノキシ] プロピオナート (別名シハロホップブチル)  
 四百四 一ターシャリーブチル一三 (二・六ジイソプロピル一四フェノキシフェニル) チオ尿素 (別名ジアフェンチウロン)  
 四百五 ニターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート  
 四百六 四ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート  
 四百七 五ターシャリーブチル一三 (二・四ジクロロ一五イソプロボキシフェニル) 一一・三・四一オキサジアゾール一三 (三H) 一オン (別名オキサジアゾン)  
 四百八 一一 (五ターシャリーブチル一一・三・四チアジアゾール一ニール) 一一・三ジメチル尿素 (別名テブチウロン)  
 四百九 二 (四ターシャリーブチルフェニル) 一一ニシアノ一三オキソ一三 (ニトリフルオロメチルフェニル) プロパン酸=ニメトキシエチル (別名シフルメトフェン)  
 四百十 三 (四ターシャリーブチルフェニル) プロパナル  
 四百十一 三 (四ターシャリーブチルフェニル) 一一ニメチルプロパナル  
 四百十二 ニターシャリーブチルフェノール  
 四百十三 二 (四ターシャリーブチルフェノキシ) シクロヘキシル=ニプロピニル=スルフィット (別名プロパルギット又はBP P S)  
 四百十四 ふっ化水素及びその水溶性塩  
 四百十五 ニブテナール  
 四百十六 ニターシャリーブトキシエタノール  
 四百十七 Nブトキシメチル一ニクロロ一ニ'・六' 一ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)  
 四百十八 フルフラール  
 四百十九 N・N' 一プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)  
 四百二十 プロモクロロジフルオロメタン (別名ハロン一一二一一)  
 四百二十一 四ブromo一ニ (四クロロフェニル) 一一一エトキシメチル一五 (トリフルオロメチル) ピロール一三カルボニトリル (別名クロルフェナピル)  
 四百二十二 三ブromo一N [四クロロ一ニメチル一六 (メチルカルバモイル) フェニル] 一一一 (三クロロピリジン一ニール) 一一H一ピラゾール一五カルボキサミド (別名クロラントラニプロール)  
 四百二十三 プロモジクロロメタン  
 四百二十四 プロモトリフルオロメタン (別名ハロン一一三〇一)  
 四百二十五 五ブromo一三セカンダリーブチル一六メチル一一・二・三・四テトラヒドロピリミジン一ニ・四一ジオン (別名プロマシル)  
 四百二十六 三 (三ブromo一六フルオロ一ニメチルインドール一一一イルスルホニル) 一一N・Nジメチル一一・二・四トリアゾール一一スルホンアミド (別名アミスプロム)  
 四百二十七 一ブromoプロパン  
 四百二十八 二ブromoプロパン  
 四百二十九 プロモメタン (別名臭化メチル)  
 四百三十 六・七・八・九・一〇・一〇ヘキサクロロ一一・五・五a・六・九・九aヘキサヒドロ一六・九メタノ一ニ・四・三ベンゾジオキサチエピン=三オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)  
 四百三十一 ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド  
 四百三十二 ヘキサヒドロ一一・三・五トリス (二ヒドロキシエチル) 一一・三・五トリアジン  
 四百三十三 四・六・六・七・八・八ヘキサメチル一一・三・四・六・七・八ヘキサヒドロシクロペンタ [g] イソクロメン  
 四百三十四 ヘキサメチレンジアミン  
 四百三十五 ヘキサメチレン=ジイソシアネート

- 四百三十六 ヘキサン
- 四百三十七 ヘキサンジヒドラジド
- 四百三十八 ヘキシル=ニ-ヒドロキシベンゾアート
- 四百三十九 一-ヘキセン
- 四百四十 ベタナフトール
- 四百四十一 一・四・五・六・七・八・八-ヘプタクロロ-二・三-エポキシ-二・三・三a・四・七・七a-ヘキサヒドロ-四・七-メタノ-一H-インデン (別名ヘプタクロロエポキシド)
- 四百四十二 ヘプタン
- 四百四十三 五-ヘプチルオキシラン-二-オン
- 四百四十四 ベリリウム及びその化合物
- 四百四十五 ペルオキシ二硫酸の水溶性塩
- 四百四十六 ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 及びその塩
- 四百四十七 ペルフルオロ (オクタン-スルホン酸) (別名PFOS)
- 四百四十八 ベンジリジン=トリクロリド
- 四百四十九 ニ-ベンジリデンオクタナール
- 四百五十 ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)
- 四百五十一 ベンズアルデヒド
- 四百五十二 ベンゼン
- 四百五十三 一・二・四-ベンゼントリカルボン酸-一・二-無水物
- 四百五十四 三- (一・三-ベンゾジオキソール-五-イル) -二-メチルプロパナール
- 四百五十五 ニ- (ニ-ベンゾチアゾリルオキシ) -N-メチルアセトアニリド (別名メフェナセット)
- 四百五十六 ベンゾフェノン
- 四百五十七 ペンタクロロフェノール
- 四百五十八 ほう素化合物
- 四百五十九 ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
- 四百六十 ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が十二から十五までのもの及びその混合物に限る。)
- 四百六十一 ポリ (オキシエチレン) =アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が八のものに限る。)
- 四百六十二 ポリ (オキシエチレン) =アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が九のものに限る。)
- 四百六十三 ポリ (オキシエチレン) =ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム
- 四百六十四 ホルムアルデヒド
- 四百六十五 マンガン及びその化合物
- 四百六十六 無水酢酸
- 四百六十七 無水フタル酸
- 四百六十八 メタクリル酸
- 四百六十九 メタクリル酸メチル
- 四百七十 (Z) -二' -メチルアセトフェノン=四・六-ジメチル-二-ピリミジンヒドラジン (別名フェリムゾン)
- 四百七十一 メチル=イソチオシアネート
- 四百七十二 メチルイソブチルケトン
- 四百七十三 メチル=ニ- (三-オキソ-ニ-ペンチルシクロペンチル) アセタート
- 四百七十四 ニ- [メチル- [(Z) -オクタデカ-九-エノイル] アミノ] 酢酸 (別名オレオイルザルコシン)
- 四百七十五 N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・ニ-ジメチル-七-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボフラン)
- 四百七十六 N-メチルカルバミン酸-ナフチル (別名カルバリル又はNAC)
- 四百七十七 N-メチルカルバミン酸二-セカンダリ-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
- 四百七十八 メチル= (E) -ニ- [ニ- [六- (ニ-シアノフェノキシ) ピリミジン-四-イルオキシ] フェニル] -三-メトキシアクリラート (別名アゾキシストロビン)
- 四百七十九 N-メチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム)
- 四百八十 N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム (別名メタムナトリウム塩)
- 四百八十一 N-メチルジデカン-一-イルアミン
- 四百八十二 アルファ-メチルスチレン
- 四百八十三 ニ-メチルチオ-四-エチルアミノ-六- (一・ニ-ジメチルプロピルアミノ) -s-トリアジン (別名ジメタメトリン)
- 四百八十四 メチル=ドデカノアート
- 四百八十五 (E) -三-メチル-四- (二・六・六-トリメチルシクロヘキサ-ニ-エン-一-イル) ブター-三-エン-二-オン
- 四百八十六 メチルナフタレン
- 四百八十七 (RS) -一-メチル-ニ-ニトロ-三- (テトラヒドロ-三-フリルメチル) グアニジン (別名ジノテフラン)
- 四百八十八 ニ-メチルピリジン
- 四百八十九 N-メチル-ニ-ピロリドン
- 四百九十 ニ-メチルプロパン-ニ-チオール
- 四百九十一 メチル=ベンゾイミダゾール-ニ-イルカルバマート (別名カルベンダジム)
- 四百九十二 三-メチルペンタ-三-エン-二-オンと三-メチリデン-七-メチルオクタ-一・六-ジエンの反応生成物であって、一- (二・三・八・八-テトラメチル-一・二・三・四・五・六・七・八-オクタヒドロ-ニ-ナフチル) エタノン、一- (二・三・八・八-テトラメチル-一・二・三・四・六・七・八・八a-オクタヒドロ-ニ-ナフチル) エタノン及び一- (二・三・八・八-テトラメチル-一・二・三・五・六・七・八・八a-オクタヒドロ-ニ-ナフチル) エタノンの混合物を八十重量パーセント以上含有するもの
- 四百九十三 ニ-メチル-N- [三- (一-メチルエトキシ) フェニル] ベンズアミド (別名メプロニル)
- 四百九十四 S-メチル-N- (メチルカルバモイルオキシ) チオアセトイミダート (別名メソミル)
- 四百九十五 メチル= (E) -メトキシイミノ- [ニ- [[[(E) -一- [三- (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン] アミノ] オキシ] メチル] フェニル] アセタート (別名トリフロキシストロビン)

- 四百九十六 メチル＝(E)ーメトキシイミノ〔二ー(オルトートリルオキシメチル)フェニル〕アセタート(別名クレソキシムメチル)
- 四百九十七 四・四'ーメチレンジアニン
- 四百九十八 メチレンビス(四・ーフェニレン)＝ジイソシアネート
- 四百九十九 三ーメトキシアニン
- 五百 (E)ー二ーメトキシイミノーNーメチルー二ー(二ーフェノキシフェニル)アセトアミド(別名メトミノストロビン)
- 五百一 二ー(二ーメトキシエトキシ)エタノール
- 五百二 三ーメトキシカルボニルアミノフェニル＝三'ーメチルカルバニラート(別名フェンメディファム)
- 五百三 Nー(六ーメトキシー二ーピリジル)ーNーメチルチオカルバミン酸Oー三ーターシャリーブチルフェニル(別名ピリブチカルブ)
- 五百四 ーメトキシー二ー(二ーメトキシエトキシ)エタン
- 五百五 モリブデン及びその化合物
- 五百六 硫化(二・四・四ートリメチルペンテン)
- 五百七 硫酸ジメチル
- 五百八 りん化アルミニウム
- 五百九 りん酸ジブチル＝フェニル
- 五百十 りん酸ジメチル＝二・二ージクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)
- 五百十一 りん酸トリス(二ーエチルヘキシル)
- 五百十二 りん酸トリス(二ークロロエチル)
- 五百十三 りん酸トリトリル
- 五百十四 りん酸トリフェニル
- 五百十五 りん酸トリブチル

## 備考

- 一 この表において「数平均分子量」とは、日本産業規格K七二五二一一に定める数平均分子量をいう。
- 二 この表において「重量パーセント」とは、溶液中の表示物質の重量の溶液の全重量に対する比の百倍をいう。

## 別表第二(第二条関係)

- 一 アクリル酸二ーヒドロキシエチル
- 二 アクリル酸二ーヒドロキシプロピル
- 三 ーアミノー九・ー〇ーアントラキノン
- 四 二ーアミノー三ークロロー一・四ーナフトキノン(別名ACN)
- 五 イソプロピルアンモニウム＝(RS)ー二ー(四ーイソプロピルー四ーメチルー五ーオキソ二ーイミダゾリンー二ーイル)ニコチナート(別名イマザビル又はイマザビルイソプロピルアミン塩)
- 六 二ーイミダゾリジンチオン
- 七 ー・ー'ー[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)
- 八 エチルメチルケトンペルオキシド
- 九 六ーエトキシー一・二ージヒドロ二・二・四ートリメチルキノリン(別名エトキシキン)
- 十 ー・二ーエポキシー三ー(トリルオキシ)プロパン
- 十一 二・三ーエポキシーープロパノール
- 十二 エマメクチン安息香酸塩(別名エマメクチンB-a安息香酸塩及びエマメクチンB-b安息香酸塩の混合物)
- 十三 塩化ベンゾイル
- 十四 オクタン
- 十五 オクタンーーチオール
- 十六 (二ークロロエチル)トリメチルアンモニウム＝クロリド
- 十七 クロロシクロヘキサン
- 十八 (RS)ーー[三ークロロー四ー(一・一・二ートリフルオロ二ートリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]ー三ー(二・六ージフルオロベンゾイル)尿素(別名ノバルロン)
- 十九 ー[四ー[二ークロロー四ー(トリフルオロメチル)フェノキシ]ー二ーフルオロフェニル]ー三ー(二・六ージフルオロベンゾイル)尿素(別名フルフェノクスロン)
- 二十 オルトークロロトルエン
- 二十一 パラークロロトルエン
- 二十二 (E)ーNー[(六ークロロー三ーピリジル)メチル]ーNーエチルーN'ーメチルー二ーニトロエテンー一・ージアミン(別名ニテンピラム)
- 二十三 (RS)ー二ー[二ー(三ークロロフェニル)ー二・三ーエポキシプロピル]ー二ーエチルインダンー一・三ージオン(別名インダノファン)
- 二十四 (四RS・五RS)ー五ー(四ークロロフェニル)ーNーシクロヘキシルー四ーメチルー二ーオキソー一・三ーチアゾリジンー三ーカルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)
- 二十五 Nー(四ークロロフェニル)ーーシクロヘキセンー一・二ージカルボキサミド(別名クロルFTARIM)
- 二十六 ー(四ークロロフェニル)ー三ー(二・六ージフルオロベンゾイル)尿素(別名ジフルベンズロン)
- 二十七 四ー[三ー(四ークロロフェニル)ー三ー(三・四ージメトキシフェニル)アクリロイル]モルホリン(別名ジメトモルフ)
- 二十八 二ー(四ークロロフェニル)ー二ー(一Hー一・二・四ートリアゾールーーイルメチル)ヘキサンニトリル(別名マイクロプタニル)
- 二十九 四ークロロフェニル＝二・四・五ートリクロロフェニル＝スルホン(別名テトラジホン)
- 三十 (RS)ー四ー(四ークロロフェニル)ー二ーフェニルー二ー(一Hー一・二・四ートリアゾールーーイルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコナゾール)
- 三十一 [二ー[三ー(四ークロロフェニル)プロピル]ー二・四・四ートリメチルー一・三ーオキサゾリジンー三ーイル](一Hーイミダゾールーーイル)メタン
- 三十二 三ークロロー一・二ープロパンジオール
- 三十三 三ークロロー二ーメチルーープロパン

- 三十四 (五—クロロ—二—メトキシ—四—メチルピリジン—三—イル) (二・三・四—トリメトキシ—六—メチルフェニル) メタノン (別名ピリオフェノン)
- 三十五 酢酸ベンジル
- 三十六 シアナミド
- 三十七 (RS) —二—シアノ—N— [(R) ——— (二・四—ジクロロフェニル) エチル] —三・三—ジメチルブチラミド (別名ジクロシメット)
- 三十八 (RS) —アルファーシアノ—三—フェノキシベンジル= N— (二—クロロ—アルファ・アルファ・アルファ—トリフルオロ—パラ—トリル) —D—バリナート (別名フルバリネート)
- 三十九 アルファーシアノ—三—フェノキシベンジル=三— (二・二—ジクロロビニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シベルメトリン)
- 四十 (S) —アルファーシアノ—三—フェノキシベンジル= (—R・三S) —二・二—ジメチル—三— (一・二・二・二—テトラプロモエチル) シクロプロパンカルボキシラート (別名トラロメトリン)
- 四十一 (RS) —アルファーシアノ—三—フェノキシベンジル=二・二・三・三—テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)
- 四十二 アルファーシアノ—四—フルオロ—三—フェノキシベンジル=三— (二・二—ジクロロビニル) —二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名シフルトリン)
- 四十三 — [二— (シクロプロピルカルボニル) アニリノスルホニル] —三— (四・六—ジメトキシピリミジン—二—イル) 尿素 (別名シクロスルファミロン)
- 四十四 四—シクロプロピル—六—メチル—N—フェニルピリミジン—二—アミン (別名シプロジニル)
- 四十五 N— (シクロヘキシルチオ) フタルイミド
- 四十六 — (三・五—ジクロロ—二・四—ジフルオロフェニル) —三— (二・六—ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名テフルベンズロン)
- 四十七 一・三—ジクロロ—五・五—ジメチルイミダゾリジン—二・四—ジオン
- 四十八 N— (二・三—ジクロロ—四—ヒドロキシフェニル) ———メチルシクロヘキサンカルボキサミド (別名フェンヘキサミド)
- 四十九 (RS) —二— (二・四—ジクロロフェニル) —三— (—H—一・二・四—トリアゾール————イル) プロピル=一・一・二・二—テトラフルオロエチル=エーテル (別名テトラコナゾール)
- 五十 (RS) ——— [二・五—ジクロロ—四— (一・一・二・三・三・三—ヘキサフルオロプロポキシ) フェニル] —三— (二・六—ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名ルフェヌロン)
- 五十一 N・N—ジシクロヘキシル—二—ベンゾチアゾールスルフェニアミド
- 五十二 ジチオリン酸O・O—ジエチル—S— (二—エチルチオエチル) (別名エチルチオメトン又はジスルホトン)
- 五十三 ジナトリウム=四—アミノ—三— [四' — (二・四—ジアミノフェニルアゾ) ————ビフェニル—四—イルアゾ] —五—ヒドロキシ—六—フェニルアゾ—二・七—ナフタレンジスルホナート (別名C Iダイレクトブラック三十八)
- 五十四 [三— (四・五—ジヒドロイソキサゾール—三—イル) —四—メシル—二—メチルフェニル] (五—ヒドロキシ————メチルピラゾール—四—イル) メタノン
- 五十五 ジフェニルエーテル
- 五十六 一・三—ジフェニルグアニジン
- 五十七 二'・四' —ジフルオロ—二— (三—トリフルオロメチルフェノキシ) ニコチンアニリド
- 五十八 N・N—ジメチルアニリン
- 五十九 三・七—ジメチルオクタ—一・六—ジエン—三—イル=アセタート (別名酢酸リナリル)
- 六十 (E) —三・七—ジメチルオクタ—二・六—ジエン————オール (別名グラニオール)
- 六十一 S・S' —ジメチル=二—ジフルオロメチル—四—イソブチル—六—トリフルオロメチルピリジン—三・五—ジカルボチオアート (別名ジチオビル)
- 六十二 N・N—ジメチルテトラデカン————アミン
- 六十三 (RS) —N— [二— (三・五—ジメチルフェノキシ) ————メチルエチル] —六— (———フルオロ———メチルエチル) ——・三・五—トリアジン—二・四—ジアミン (別名トリアジフラム)
- 六十四 二・二—ジメチルブタン酸=三— (二・四—ジクロロフェニル) —二—オキソ———オキサスピロ [四・五] デカー—三—エン—四—イル (別名スピロジクロフェン)
- 六十五 臭素
- 六十六 臭素酸の水溶性塩
- 六十七 チオリン酸O—四—プロモ—二—クロロフェニル—O—エチル—S—プロピル (別名プロフェノホス)
- 六十八 デカヒドロナフタレン
- 六十九 三・六・九—トリアザウンデカン——————ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン)
- 七十 トリエチレンテトラミン
- 七十一 一・三・五—トリス (二・三—エポキシプロピル) ——・三・五—トリアジン—二・四・六 (—H・三H・五H) —トリオン
- 七十二 一・三・五—トリス [三— (ジメチルアミノ) プロピル] ヘキサヒドロ——・三・五—トリアジン
- 七十三 二・四・六—トリニトロトルエン
- 七十四 二・四・六—トリプロモフェノール
- 七十五 (—R・二R・四R) ——・七・七—トリメチルピシクロ [二・二・一] ヘプタン—二—イル=アセタート及び (—S・二S・四S) ——・七・七—トリメチルピシクロ [二・二・一] ヘプタン—二—イル=アセタートの混合物 (別名イソボルニル=アセタート)
- 七十六 三・五・五—トリメチル———ヘキサノール
- 七十七 トルエンジアミン
- 七十八 二アクリル酸ヘキサメチレン
- 七十九 ニトロエタン
- 八十 オルト—ニトロトルエン
- 八十一 ノナン
- 八十二 二・二—ビス (プロモメチル) プロパン——・三—ジオール (別名ジプロモネオペンチルグリコール)
- 八十三 ビス (———メチル———フェニルエチル) =ペルオキシド

- 八十四 ビス(りん酸)三亜鉛  
 八十五 四-ヒドロキシ安息香酸プロピル(別名パラオキシ安息香酸プロピル)  
 八十六 二-ヒドロキシ安息香酸(Z)-三-ヘキセニル  
 八十七 四-ヒドロキシ安息香酸メチル  
 八十八 二-ビニルピリジン  
 八十九 二-フェノキシエチル=イソブチレート  
 九十 フェノチアジン  
 九十一 ブターニ-イン-四-ジオール  
 九十二 フタル酸ジアリル  
 九十三 フタル酸ジイソブチル  
 九十四 フタル酸ジエチル  
 九十五 フタル酸ジトリデシル  
 九十六 N-ブチル-N-エチル-アルファ・アルファ・アルファ-トリフルオロ-二・六-ジニトロ-パラ-トルイジン(別名バスロジン又はベンフルラリン)  
 九十七 ブチル-二・三-エポキシプロピルエーテル  
 九十八 三-(五-ターシャリーブチル-二・二-オキサゾール-三-イル)-一・一-ジメチル尿素(別名イソウロン)  
 九十九 N-ブチルカルバミド酸=三-ヨード-二-プロピニル  
 百 三-ターシャリーブチル-五-クロロ-六-メチルウラシル(別名ターバシル)  
 百一 五-ターシャリーブチル-三-[二・四-ジクロロ-五-(プロパーニ-イン-一・一-イルオキシ)フェニル]-一・三・四-オキサジアゾール-二(三H)-オン(別名オキサジアルギル)  
 百二 一-(四-ターシャリーブチル-二・六-ジメチル-三・五-ジニトロフェニル)エタノン  
 百三 ターシャリーブチル=四-[[(-三-ジメチル-五-フェノキシ-四-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)  
 百四 一-ターシャリーブチル-一(三・五-ジメチルベンゾイル)-二(三-メトキシ-二-メチルベンゾイル)ヒドラジン(別名メトキシフェノジド)  
 百五 ターシャリーブチル=ヒドロペルオキシド  
 百六 四-ターシャリーブチルフェノール  
 百七 二-ターシャリーブチル-五-(四-ターシャリーブチルベンジルチオ)-四-クロロ-三(二H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)  
 百八 N-(四-ターシャリーブチルベンジル)-四-クロロ-三-エチル-一-メチルピラゾール-五-カルボキサミド(別名テブフェンピラド)  
 百九 N-(ターシャリーブチル)-二-ベンゾチアゾールスルフェンアミド  
 百十 フラン  
 百十一 4'-フルオロ-N-イソプロピル-二(五-トリフルオロメチル-一・三・四-チアジアゾール-二-イルオキシ)アセトアニリド(別名フルフェナセツト)  
 百十二 五-プロパン-一-イル-六-(二・五・八-トリオキサドデカン-一-イル)-一・三-ベンゾジオキソール(別名ピペロニルブトキシド)  
 百十三 三-プロモ-一(三-クロロピリジン-二-イル)-N-[四-シアノ-二-メチル-六-(メチルカルバモイル)フェニル]-一-H-ピラゾール-五-カルボキサミド(別名シアントラニプロール)  
 百十四 ヘキサフルオロプロペン  
 百十五 ヘキサン酸エチル(別名カブロン酸エチル)  
 百十六 二-ベンジリデンヘプタナール  
 百十七 ベンゼン-一・二・四・五-テトラカルボン酸  
 百十八 ホルムアミド  
 百十九 無水マレイン酸  
 百二十 メタクリル酸二・三-エポキシプロピル  
 百二十一 メタクリル酸ブチル  
 百二十二 メチル=三-クロロ-五-(四・六-ジメトキシ-二-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-一-メチルピラゾール-四-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)  
 百二十三 三-メチル-一・五-ジ(二・四-キシリル)-一・三・五-トリアザペンタ-一・四-ジエン(別名アミトラス)  
 百二十四 二-(四-メチルシクロヘキサ-三-エン-一-イル)プロパン-二-イル=アセタート(別名酢酸テルビニル)  
 百二十五 六-メチル-一・三-ジチオロ[四・五-b]キノキサリン-二-オン  
 百二十六 四-メチル-二・四-ジフェニルペンタ-一-エン  
 百二十七 メチル-N'・N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-一-チオオキサミイミデート(別名オキサミル)  
 百二十八 二-メチル-N-[四-ニトロ-三-(トリフルオロメチル)フェニル]プロパンアミド(別名フルタミド)  
 百二十九 一-メチル-一-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド  
 百三十 七-メチル-三-メチレンオクタ-一・六-ジエン(別名ミルセン)  
 百三十一 二-メルカプトエタノール  
 百三十二 二-メルカプトベンゾチアゾール  
 百三十三 ラクトニトリル  
 百三十四 硫酸ジエチル